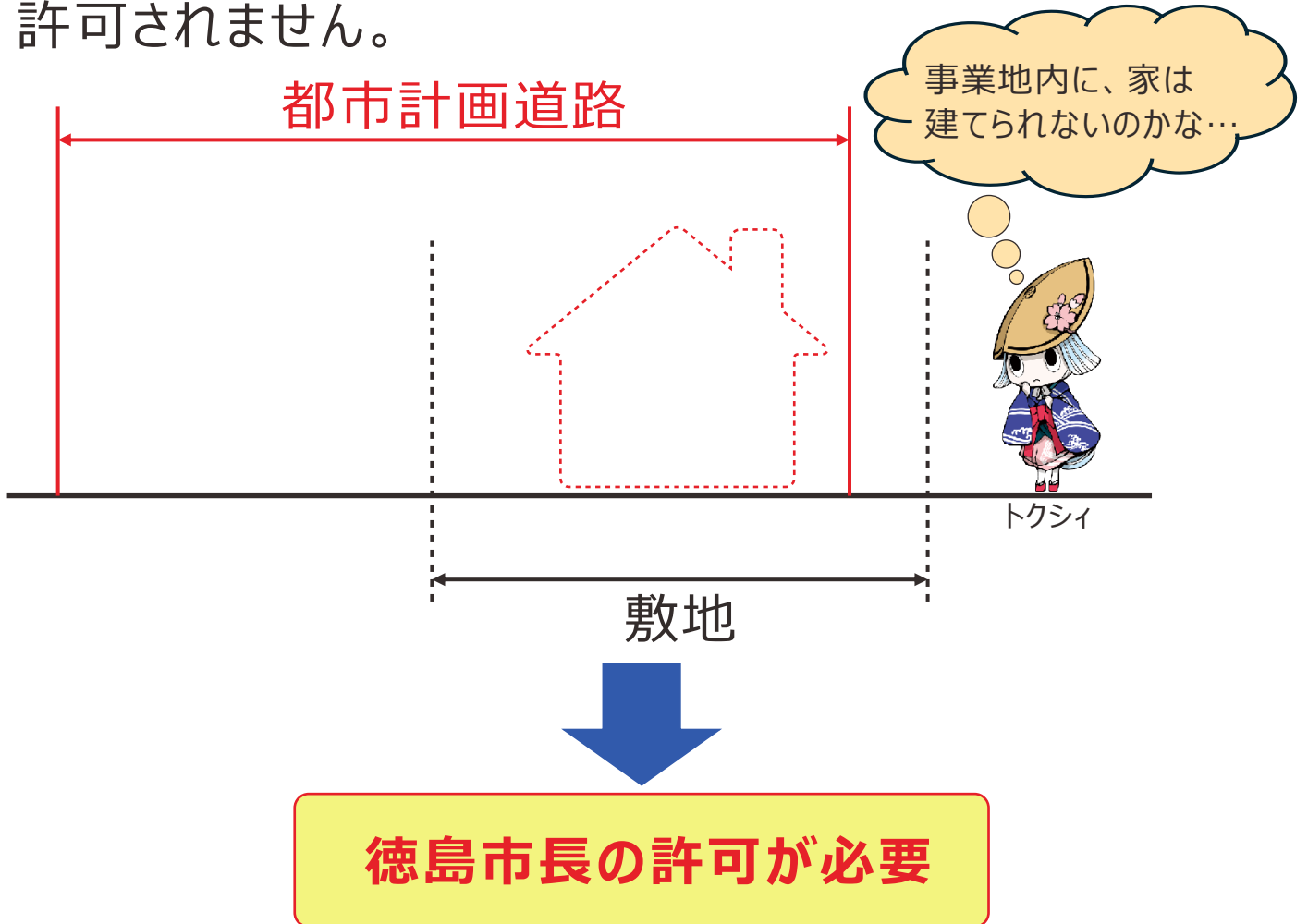


■ 事業認可後の建築等の制限

(都市計画法第65条)

事業認可の告示後、事業地内において建築物の建築等を行うときは徳島市長の許可が必要

※原則として、事業の障害となるおそれのある行為は許可されません。



市長の許可を受けなければならない行為

- **土地の形質の変更**(土地の形状を変更する行為全般のことであり、例えば、宅地造成、土地の掘削、土壌の採取、開墾等の行為が該当)
- **建築物の建築**
- **その他工作物の建設**
- **その重量が5トンを超える物件の設置もしくは堆積**(容易に分割され、分割された各部分の重量がそれぞれ5トン以下となるものを除く)

